

(参考) 関連施策集

ハロートレーニング(公共職業訓練・求職者支援訓練)の全体像

公共職業訓練

離職者向け

対象: ハローワークの求職者 **主に雇用保険受給者**

(無料(テキスト代等除く))

訓練期間: 概ね3月~2年

実施機関

○国(ポリテクセンター)

主にものづくり分野の高度な訓練を実施(金属加工科、住環境計画科等)

○都道府県(職業能力開発校)

地域の実情に応じた多様な訓練を実施(木工科、自動車整備科等)

○民間教育訓練機関等(都道府県からの委託)

事務系、介護系、情報系等モデルカリキュラムなどによる訓練を実施

※受講期間中 基本手当+受講手当
(500円/訓練日)+通所手当+寄宿手当を支給



在職者向け

対象: 在職労働者(有料)

訓練期間: 概ね2日~5日

実施機関: ○国(ポリテクセンター・ポリテクカレッジ)

○都道府県(職業能力開発校)

学卒者向け

対象: 高等学校卒業者等(有料)

訓練期間: 1年又は2年

実施機関: ○国(ポリテクカレッジ)

○都道府県(職業能力開発校)

障害者向け

対象: ハローワークの求職障害者(無料)

訓練期間: 概ね3月~1年

実施機関: ○国(障害者職業能力開発校)

- ・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構営
- ・都道府県営(国からの委託)

○都道府県(障害者職業能力開発校、職業能力開発校)

○民間教育訓練機関等(都道府県からの委託)

求職者支援訓練

対象: ハローワークの求職者 **主に雇用保険を受給できない方**

(無料(テキスト代等除く)) ※受講期間中 受講手当(月10万円)+通

訓練期間: 2~6か月

所手当+寄宿手当を支給(本人収入が月8万円以下等、一定の要件を満たす場合)

実施機関

○民間教育訓練機関等(訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)

<基礎コース> 基礎的能力を習得する訓練

<実践コース> 基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練

実践コースの主な訓練コース

介護系(介護福祉サービス科等)

情報系(ソフトウェアプログラマー養成科等)

医療事務系(医療・調剤事務科等)等

※シフト制で働く方などを対象とする場合、より短期間(2週間~)で設定可(時限措置)



令和2年度 公共職業訓練 実績	合計		国(ポリテクセンター等)		都道府県	
	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率
離職者訓練	100,773	-	24,855	-	75,918	-
うち施設内	31,388	83.4%	24,855	84.7%	6,533	79.7%
うち委託	69,385	71.9%	-	-	69,385	71.9%
在職者訓練	70,860	-	41,409	-	29,451	-
学卒者訓練	15,862	95.5%	5,655	99.2%	10,207	94.4%
合計	187,495	-	71,919	-	115,576	-

令和2年度 公共職業訓練 実績	合計		国立機構営		国立都道府県営		都道府県立	
	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率
障害者訓練 (離職者訓練のうち施設内)	1,338	62.4%	333	78.8%	811	58.3%	194	64.6%

令和2年度求職者支援訓練 実績 **速報値** 受講者数合計: 23,734人
(基礎コース)5,838人 就職率: 51.2% (実践コース)17,896人 就職率: 58.9%
※ 就職率は、令和2年12月末までに終了したコースの3ヶ月後の実績

令和2年度は**124,507人**に訓練を実施。**約75%**は民間教育訓練機関により実施。

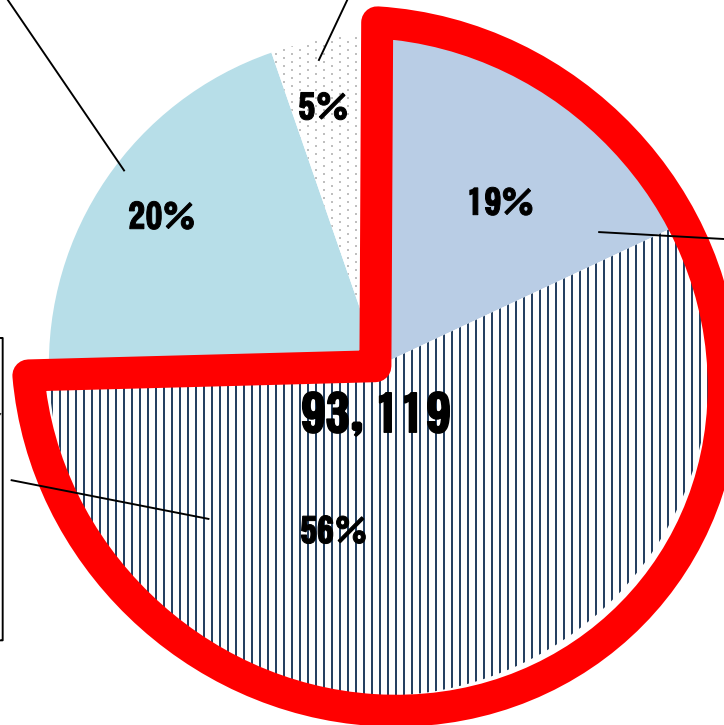
高齢・障害・求職者雇用支援機構(施設内) 24,855人
 (製造系39.1%, サービス系29.2%, 建設系17.8%, その他13.9%) **就職率 84.7%**

都道府県(施設内) 6,533人
 (サービス系28.5%, 製造系21.1%, 建設系15.3%, その他35.1%) **就職率 79.7%**

求職者支援訓練 23,734人
 営業・販売・事務系29.7%、
 デザイン系21.6%、
 介護系12.3%、IT系12.0%、
 その他24.4%
 【※実践コースの割合】

就職率 (基礎コース) 51.2%
 (実践コース) 58.9%
 ※ 就職率は、令和2年12月末までに終了したコースの3ヶ月後の実績

民間委託訓練(都道府県等から委託) 69,385人
 (事務系40.7%、情報系31.8%、
 介護系18.8%、その他8.7%)
就職率 71.9%



民間教育訓練機関(太枠) 93,119人(全体の約75%) 

IT人材育成関連の職業訓練コースの概要

公共職業訓練

- ◇ 対象 : 主に雇用保険受給者
- ◇ 訓練期間 : 概ね3か月～2年
- ◇ 実施機関 : 国（ポリテクセンター）、都道府県（職業能力開発校）、民間教育訓練機関等（都道府県からの委託）

【訓練コースの例（IT関連）】

- ・ JAVAプログラマ養成科
- ・ ネットワーク構築科

【受講者数】

	R2年度（速報値）
全体	100,733人
情報分野	22,347人
情報分野割合	22.2%

※前年度繰越コースの受講者を含む。

求職者支援訓練

- ◇ 対象 : 主に雇用保険を受給できない方
- ◇ 訓練期間 : 2～6か月
- ◇ 実施機関 : 民間教育訓練機関等（訓練コースごとに認定）

【訓練コースの例（IT関連）】

- ・ WEBプログラミング科
- ・ Androidアプリ開発科

強化

令和4年度からは、デジタル分野の強化のため、ITSSレベル1以上の資格取得率等の要件を満たす訓練実施機関に対して、委託費等の上乗せを行う予定。

【受講者数】（実践コース）

	R2年度（速報値）
全体	17,896人
情報分野	2,154人
情報分野割合	12.0%

在職者訓練

- ◇ 対象 : 中小企業等の在職労働者（ものづくり分野が中心）
- ◇ 訓練日数 : 概ね2～5日（12～30時間）
- ◇ 実施機関 : 国（ポリテクセンター等）、都道府県（職業能力開発校）

【訓練コースの例（IT関連）】

- ・ 組み込みソフトウェア開発
- ・ 組み込みLinuxによるTCP/IP通信システム構築
- ・ IoTアプリケーション開発
- ・ 製造現場におけるLAN活用

【受講者数】

	R2年度（速報値）
全体	70,860人
情報分野	4,602人
情報分野割合	6.5%

生産性向上支援訓練

- ◇ 対象 : 中小企業等の在職労働者（全産業分野）
- ◇ 訓練日数 : 概ね1～5日（6～30時間）
- ◇ 実施機関 : 民間教育訓練機関等（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構から委託）

【受講者数】

	R2年度
全体	28,106人

【訓練コースの例（IT関連）】

- ・ クラウド活用
- ・ IoT活用によるビジネス展開
- ・ AI活用
- ・ RPA活用
- ・ ビッグデータ活用

強化

令和4年度からは、独法にDX人材育成推進員（仮称）を配置するとともに、DX関連の生産性向上支援訓練を拡充し、中小企業のDX人材育成を推進予定

中央訓練協議会について

概要

新規の成長や雇用吸収の見込まれる産業分野における人材ニーズを的確に踏まえ、職業訓練の実効ある展開に資するため、公共職業訓練及び求職者支援訓練(以下「公的職業訓練」という。)の重点分野及びその実施規模、人材が定着・能力発揮できる環境整備の方策等について検討。

構成員(令和3年9月6日時点)

【労使団体】

佐久間 一浩 全国中小企業団体中央会事務局次長・労働政策部長
仁 平 章 日本労働組合総連合会総合政策推進局長
平 田 充 (一社)日本経済団体連合会労働政策本部統括主幹
杉 崎 友 則 日本商工会議所産業政策第二部担当部長

【教育訓練関係団体】

関 口 正 雄 全国専修学校各種学校総連合会常任理事総務委員会委員長
森 信 介 (一社)全国産業人能力開発団体連合会専務理事

【政府】 厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省
(オブザーバー) 業種別団体(情報通信、介護・福祉、農業の団体等)

【学識経験者】

○ 藤 村 博 之 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授
堀 有喜衣 (独)労働政策研究・研修機構人材育成部門副統括研究員

【地方自治体】

河 島 幸 一 京都府商工労働観光部企画調整理事兼副部長

【訓練認定事務実施機関】

青 田 光 紀 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構求職者支援訓練部長

※ ○は座長

協議事項

- (1) 全国における公的職業訓練の訓練実施分野及び規模の設定に関すること
- (2) 公的職業訓練の効果的な実施に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

地域訓練協議会について

地域訓練協議会の概要

国で策定する全国規模の総合的な職業訓練実施計画も踏まえ、地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した実施分野及び規模の設定、訓練実施機関の開拓や地域の関係機関間の連携方策等について企画・検討を行う場。

地域訓練協議会の構成

- ① 有識者（人事労務分野に係る大学教授等）、
 - ② 労使団体その他産業界関係者（商工会議所等）、
 - ③ 教育・教育訓練機関等（高齢・障害・求職者雇用支援機構支部等）、
 - ④ 地方公共団体（都道府県商工労働部長等）、
 - ⑤ 都道府県労働局
- で構成され、必要に応じて関係者の参加を求めることが出来る。

協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （１） 地域（都道府県）における公的職業訓練の訓練実施分野及び規模の設定に関すること。（⇒一体的計画の策定）
- （２） 訓練実施機関の開拓や関係機関間の連携方策等に関すること。
- （３） 公的職業訓練の効果的な実施の推進に関すること。
- （４） その他必要な事項に関すること。

教育訓練給付の概要

労働者が、主体的に厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付 (2014年10月制度開始) ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練受講を対象＞	特定一般教育訓練給付 (2019年10月制度開始) ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練受講を対象＞	一般教育訓練給付 (1998年12月制度開始) ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練受講を対象＞
給付内容	○ 受講費用の 50% (上限年間 40万円) を6か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の 20% (上限年間 16万円) を追加支給。	○ 受講費用の 40% (上限 20万円) を受講修了後に支給。	○ 受講費用の 20% (上限 10万円) を受講修了後に支給。
支給要件	在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者 + 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)		
対象講座数	2,584講座 (2021年10月時点) 累計新規指定講座数 4,266講座 <small>※平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数</small>	484講座 (2021年10月時点)	11,177講座 (2021年10月時点)
受給者数	23,251人 (2019年度実績) / 71,442人 (制度開始～2019年度) <small>※いずれも初回受給者数。</small>	1,647人 (2020年度実績) ※速報値	89,011人 (2020年度実績) ※速報値
対象講座指定要件 (講座の内容に関する主なもの)	<p>次の①～⑦の類型のいずれかに該当し (【 】内は講座期間・時間要件)、かつ類型ごとの講座レベル要件を満たすものを指定。</p> <p>① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程 受検率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 <small>(看護師・准看護師、社会福祉士の養成課程等) 【原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間(法令上の最短期間が4年の管理栄養士の課程及び法令上の最短期間が3年の養成課程であって定時制により訓練期間が4年となるものを含む)※】</small></p> <p>② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 就職・在職率の実績が一定以上 <small>(商業実務、経理・簿記等) 【2年(キャリア形成促進プログラムは120時間以上2年未満)】</small></p> <p>③ 専門職大学院 (MBA等) 【2年以内(資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最短期間)】 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上</p> <p>④ 大学等の職業実践力育成プログラム (子育て女性のリカレント課程等) ※1 就職・在職率 (正規雇用にあっては、就職・在職率及び定員充足率) の実績が一定以上 <small>【正規課程: 1年以上2年以内、特別の課程: 時間が120時間以上かつ期間が2年以内】</small></p> <p>⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 受検率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 <small>(ITSSレベル3以上、情報処理安全確保支援士等) ※2 【時間が120時間以上 (ITSSレベル相当4以上のものに限り30時間以上) ※3】かつ期間が2年以内</small></p> <p>⑥ 第四次産業革命スキル習得講座 (AI、IoT等) ※4 【時間が30時間以上かつ期間が2年以内】 就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程 ※5 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上 <small>【専門職大学・学科: 4年、専門職短期大学・学科: 3年以内】</small></p>	<p>次の①～③の類型のいずれかに該当し、かつ類型ごとの講座レベル要件を満たすものを指定。</p> <p>① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程 受検率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 <small>(介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修等を含む) ※ 専門実践教育訓練の①に該当するものを除く。</small></p> <p>② 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 (ITSSレベル2以上 (120時間未満のITSSレベル3を含む)) 受検率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 ※ 専門実践教育訓練の②に該当するものを除く。</p> <p>③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 就職・在職率の実績が一定以上 ※ 専門実践教育訓練の②・④に該当するものを除く。</p> <p>※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。</p> <p>※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。 ・ 通学制: 期間が1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ・ 通信制: 3か月以上1年以内</p>	<p>次の①又は②の類型のいずれかに該当する教育訓練を指定。</p> <p>① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの</p> <p>② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの (民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等)</p> <p>※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。</p> <p>※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。 ・ 通学制: 期間が1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ・ 通信制: 3か月以上1年以内</p>
	<p>指定講座例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送・機械運転関係 (大型自動車、建設機械運転等) ○ 医療・社会福祉・保健衛生関係 (同行援助従事者研修等) ○ 専門的サービス関係 (社会保険労務士、税理士等) ○ 情報関係 (プログラミング、CAD、ウェブデザイン等) ○ 事務関係 (簿記、英語検定等) ○ 営業・販売・サービス関係 (宅地建物取引主任者等) ○ 技術関係 (建築施工管理技士検定、電気主任技術者等) ○ 製造関係 (技能検定等) ○ その他 (大学院修士課程等) 		
	<p>※ 1: 2016年4月から適用 ※ 2: 2016年10月から適用 ※ 3: 2017年10月から適用 ※ 4: 2018年4月から適用 ※ 5: 2019年4月から適用</p>		

人材開発支援助成金（令和3年度予算）

○職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援

令和3年度予算額 30,738,540 (85,928,968) 千円

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額 注：()内は中小企業事業主以外	
				生産性要件を満たす場合
特定訓練コース	<p>令和3年度からはITSSレベル3及び4の訓練を高率助成の対象としている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主 ・事業主団体等 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練(※1) <p>について助成</p>	OFF-JT 経費助成：45(30)% 【60(45)% (※2)】 賃金助成：760(380)円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：665(380)円/時・人	OFF-JT 経費助成：60(45)% 【75(60)% (※2)】 賃金助成：960(480)円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：840(480)円/時・人
一般訓練コース	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主 ・事業主団体等 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の訓練コース以外の訓練 <p>について助成</p>	OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円/時・人	OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円/時・人
特別育成訓練コース(※3)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 <p>について助成</p>	OFF-JT 経費助成：実費(※4) 賃金助成：760(475)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：760(665)円/時・人	OFF-JT 経費助成：実費(※4) 賃金助成：960(600)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：960(840)円/時・人
教育訓練休暇付与コース	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主 	<ul style="list-style-type: none"> ・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 ・事業主が長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得実績が生じた場合に助成 	定額助成：30万円 経費助成(定額)：20万円 賃金助成<有給の場合に限る>：6,000円/日・人	定額助成：36万円 経費助成(定額)：24万円 賃金助成<有給の場合に限る>：7,200円/日・人

- ※1 ・特定分野認定実習併用職業訓練(建設業、製造業、情報通信業の分野)、認定実習併用職業訓練
 ※2 ・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合
 ・セルフ・キャリアドック制度導入企業の場合
 ※3 ・非正規雇用労働者が対象
 ※4 ・一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。(中小企業等担い手育成訓練は対象外)
 ※5 ・通信制(eラーニングを含む)の場合は、経費助成のみ対象とする

「キャリア形成支援」の必要性の高まり（キャリアコンサルティング、ジョブ・カード）

■ 「はたらく」を取り巻く状況の変化

- コロナ下において、職業キャリアに“ゆれ・ゆらぎ”
- 人生100年時代を迎え、職業人生が長期化、働き方が多様化
- DXの加速化等の社会変化に伴い、必要な職業能力が変化

■ 「キャリア形成支援」の必要性の高まり

労働者 | 自身のキャリア振り返りや今後のキャリアを考える機会が増える

組織任せとしない
自律的なキャリア形成

企業 | 組織戦略として、従業員のキャリア形成支援を考える機会が増える

従業員の主体性を生かし、組織力強化にも資するキャリア形成支援

■ 「キャリアコンサルタント」～2016年に国家資格化（2021年7月末現在、約6万人）

- 職業選択、職業生活設計、能力開発の相談に応じ、「はたらく」についての“相談あいて”として助言・指導を行うキャリア支援の専門職

ジョブ・カード = 職務経歴等記録書（能開法第15条の4）

- 「生涯を通じたキャリアプランニング」「職業能力証明」のための政策ツール。キャリアコンサルティングとセットで支援効果大（ジョブ・カード作成者数:約277万人(2021年3月末現在)）



■ 「キャリア形成サポートセンター」事業の展開

キャリア形成支援についての
社会インフラの整備

- 拠点を整備（全国42か所、令和2年度～）
- 全拠点到キャリアコンサルタントを配置

- 労働者むけ | キャリアコンサルティング実施による相談支援
- 企業むけ | キャリアコンサルティングを社内に導入する支援

キャリアコンサルティング時に
「ジョブ・カード」を積極活用

相談内容（例）

労働者

「キャリアプランの再設計をしたい」
「社内でキャリアチェンジをしたい」
「転職を検討しているが不安だ」

企業

「若年層の定着率を上げたい」
「管理職育成を強化したい」
「セカンドキャリア支援をしたい」